

評議の秘密とその限界

—合衆国最高裁ペーニャ・ロドリゲス事件を中心に—

太田 幸夫

- I 問題の所在
- II ペーニャ・ロドリゲス判決
 - 1 事実関係
 - 2 判旨
 - 3 反対意見
- III 従来判例との関係
 - 1 陪審員の評議の秘密に関する判例
 - 2 陪審員の人種差別に関する判例
 - 3 本判決の位置付け
- IV 日本法との対比
- V 結 語

I 問題の所在

裁判機関における構成員間の評議の経緯は、自由闊達な議論を保障するため、秘密とされるのが原則である。

日本法における評議の秘密は、司法においては裁判官と裁判員について論じられるが（後記IV参照）、行政においても同様、審議、協議に関する情報は「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があると認められると開示義務の対象から外される（行政機関の保有する情報の公開に関する法律5条5号）。

アメリカにおける陪審員の評議の秘密は、コモンローに由来し、陪審員の評議経過や意見は原則として証人尋問の対象とならないという「非弾劾原則」(no-impeachment rule) に結実した。しかし、その例外については法域によって広狭があり、評議において現れた客観的事象について陪審員に対する尋問を広く許容するアイオワ・ルール (Iowa rule) と、評議経過とは無関係の事象（例

えば、新聞記事等の外部証拠への依拠など) についてのみ尋問を許容するフェデラル・アプローチ (federal approach) に分かれていた。1975年に制定された連邦証拠規則 (Federal Rules of Evidence) はフェデラル・アプローチを採用した。その後一部表記等に修正が加えられたが、要部に変更はなく、現在の606条(b)(1)は、陪審員に対し、評議中の発言や出来事についての証言を禁止し、同条項(2)はその例外として、(A) 偏見をもたらす外部情報が陪審員の注意を惹いたこと、(B) 外部からの影響が陪審員に及んだこと、(C) 評決の書式上の過誤についての証言を許容する^{*1}。

本稿で採り上げた合衆国最高裁ペーニャ・ロドリゲス判決 (後記Ⅱ) は、陪審員の評議中における人種差別発言について証人尋問等を求めることができるか否かの争点に関し、主として合衆国憲法第6修正 (公平な陪審による裁判を受ける権利) 及び第14修正 (州における法の下での平等) の視点から検討し、肯定的判断 (非弾劾原則の例外承認) を示したものである。本稿は、その法廷意見と反対意見の要部を検討し、従来の判例の潮流を眺め、本判決の位置付けと意義を考察し、日本法との対比を試みることとする。

Ⅱ ペーニャ・ロドリゲス判決 (2017)

1 事実関係

2007年コロラド州にある競馬場のバスルームで十代の姉妹2名が性的な襲撃を受け、警察が犯人としてメキシコ人のミゲル・アンヘル・ペーニャ・ロドリゲス^{*2}を逮捕し、同人は3件の訴因^{*3}で同州アラパホウ地裁に公訴提起された。3日間の審理を経て、陪審員は訴因の一部^{*4}を除き、有罪の評決を下した。そ

* 1 アメリカ法における陪審員の評議の秘密に関するコモンローから連邦証拠規則に至るまでの経緯は、ペーニャ・ロドリゲス判決の法廷意見のⅡA (137 S. Ct. 863-865) に詳しく、本稿の記述はこれに基づく。なお、連邦証拠規則606条(b)(1)(C) は、2006年に例外事項として加えられたものである。

* 2 スペイン語表記は、Miguel Angel Peña-Rodriguezであり、ペーニャ・ロドリゲスが姓と思われる。

* 3 罪名は、①harassment、②unlawful sexual contact、③attempted sexual assault on a childである。

* 4 上記脚注3の③は評議不成立。

の直後、被告人の弁護人が陪審員室に入り、残っていた陪審員2名から他の陪審員H. C. が元捜査官の経験談としてメキシコ人に対する偏見を示し、有罪の意見を述べたことを聞き出した。弁護人は、裁判所にそのことを報告した上、この2名の陪審員の宣誓供述書 (sworn affidavit) を入手した。弁護人は裁判所に同書面を提出して再審理 (new trial) を申し立てたが、裁判所はコロラド州証拠規則 (連邦証拠規則と同旨のもの) により陪審員は評議の経過について証言できないことを理由にこの申立てを却下し、被告人を2年間の保護観察と性犯罪者登録の刑に処した*5。

第二審同州控裁は被告人の控訴を棄却し*6、上告審同州最高裁は被告人の上告を棄却した*7。被告人は合衆国最高裁に裁量上告 (certiorari) を申し立てたところ受理され*8、合衆国最高裁は下記2の理由により原判決を破棄し、原審に差し戻す判決を下した*9。本判決の法廷意見は、ケネディ判事が執筆し、これにギンズバーグ、ブライア、ソトマヨール、ケイガン各判事が同調した。反対意見は、トーマス判事のもののアリト判事のもの (これにロバーツ長官及びトーマス判事が同調) とがある。

2 判旨

① 刑事事件において陪審裁判を受ける権利は、憲法が起草された時からその一部であり*10、第6修正で再記述された。それは第14修正の作用により諸州

*5 事実経過は、ペーニャ・ロドリゲス判決の法廷意見 I (137 S. Ct. 861-863) による。

*6 *People v. Pena [sic]-Rodriguez*, 412 P.3d 461 (2012). 同判決は、弁護人が予備尋問において陪審員候補者に人種的偏見に関する質問をしなかったことにより違憲を主張する権利を放棄したものと解した (at 471)。

*7 *Pena [sic]-Rodriguez v. People*, 350 P. 3d 287 (2015). 同判決は、非弾劾原則を定めた州証拠規則は公平な陪審裁判を保障する合衆国憲法第6修正に違反しないとした (at 291-293)。

*8 *Pena [sic]-Rodriguez v. Colorado*, 136 S. Ct. 1513 (2016).

*9 *Pena [sic]-Rodriguez v. Colorado*, 137 S. Ct. 855 (2017). 判旨等は、重要部分の意識に留め、適宜、番号を付した。本判決についての英文による評釈として、*The Supreme Court, 2016 Term—Leading Cases*, 131 HARV. L. REV. 273-282 (2017) がある。

*10 合衆国憲法3編2節3項 (刑事訴訟の陪審制) を指すと思われる。

にも適用される (at 860-861)。

- ② 評決の終局性を実質的に保護し、陪審員は、一旦評決が下された以上、後になって評議中の発言や結論について尋問されないという普遍的な原則が発展した。この原則は、数世紀の歴史を有しており、しばしば非弾劾原則と呼ばれている (at 861)。
- ③ 〈連邦証拠規則と同様の〉非弾劾原則は、相当な利点を有している。それは、陪審員が職務を終えた後、評議について説明するために召喚されることがなく、その他、評議結果を争おうとする者によって苦しめられ、あるいは悩まされることがないことを相当程度保障することによって〈評議において〉十分に活発な議論を促進する。この原則は、評決に安定性と終局性をもたらしている (at 865)。
- ④ 〈合衆国憲法〉第14修正の中心的な目的は、諸州の公的機関から発する人種差別を除去することにあった。〈中略〉司法組織における人種の敵意と対峙する義務は立法府のみにあるのではない。当裁判所は繰り返し司法組織における州由来の人種差別に対する憲法上の保障を実施するよう求められた (at 867)。
- ⑤ 当裁判所は、陪審員が刑事被告員を有罪とするのに人種的固定観念又は敵意に基づいたことを示す明確な発言をした場合、〈合衆国憲法〉第6修正は、事実審裁判所が陪審員の発言に関する証拠とその結果生じる陪審審理保障への侵害を考慮することを許容するため非弾劾原則が退くことを求めているものと考え (at 869)。
- ⑥ 人種的偏見又は敵意を示す何気ない発言のすべてがさらなる司法審査を許すため非弾劾原則を不適用とするのを正当化するものではない。審査を進めるには1名ないし複数の陪審員が評議とその結果としての評決の公平性及び不偏性に重大な疑いを投げ掛ける明白な人種的偏見を表す発言をしたことが証明されなければならない。これを充たすため、その発言は人種の敵意が陪審員の有罪評決の重要な動機要素であったことを示すのに資するものでなければならない。その証明がされたか否かは、当該発言の内容と時期及び提出された証拠の信用性を含むすべての状況に照らし、事実審裁判所の実質的な裁量に任されている事項である (at 869)。
- ⑦ このような証拠を獲得して提出する手続は疑いなく州の職業倫理規定及び

地方の裁判所規則が定め、左右するものであり、両者ともしばしば弁護人が審理終結後、陪審員と接触するのを制限することがある (at 869)。

3 反対意見

トーマス判事の反対意見は、合衆国憲法第6修正にいう「公平」の意義については、その制定時(1791年)における解釈、すなわち、コモンローを参照すべきであること、コモンロー上の陪審裁判を受ける権利は、被告人に陪審員の非違に関する陪審員の証言によって評決を弾劾する権利を保障するものではなかったこと、第14修正の制定時(1888年)でも同様であること、最終的に非弾劾原則を修正するのは政治過程であることを述べる (at 871-874)。

アリトー判事の反対意見(ロバーツ長官及びトーマス判事が同調)は、アメリカの法体系においては秘密性が必須と考えられる状況下でされた発言に関する証拠の許容性を制限するルールが多くあり(弁護士、医師、聖職者等の特権)、憲法上の権利が危うくされた被告人がこのような証拠を入手して提出しようとしても長く確立されたルールにより阻まれること、陪審員の評議中の発言も数世紀にわたり同様に扱われてきたこと、法廷意見では非弾劾原則が防ごうとしていた弊害を招き、評決の終局性を害することを述べる (at 874-885)。

III 従来判例との関係

ペーニャ・ロドリゲス事件は、陪審員の評議において人種差別的発言があった場合、コモンローに由来する非弾劾原則を貫き、陪審員の証言を利用できないとするか、あるいは憲法の保障する公平な陪審裁判を受ける権利を理由に例外的に陪審員の証言の許容性を認めるかが争われた刑事事件である。法廷意見は後者の見解により原判決破棄・差戻しの結論に至り、他方、反対意見は前者の見解によるべきであるとした。この点に関連する合衆国最高裁判例は数多くあるが、陪審員の評議の秘密に関するものと陪審員の人種差別に関するものに分け、主要な判例を概観することとする。

1 陪審員の評議の秘密に関する判例

〔1〕リード事件 (1851)^{*11}

殺人事件において有罪判決を受けた被告人が陪審員より評議中に事件を報じた新聞の差入れを受けて目を通したとの宣誓供述書を入手し、再審理の申立てをしたが、却下された。控訴審は裁判官の意見が分かれたため合衆国最高裁に意見を求めた^{*12}。同最高裁は、非弾劾原則の一般論には触れず（ただし、明白な正義の原則上、陪審員の証言を許容することを排除できない場合があるかも知れないとする）、当該宣誓供述書の内容に再審理の申立てを認めるべき事由はないとの意見を原審に戻した。

〔2〕マトックス事件 (1892)^{*13}

殺人事件において有罪判決を受けた被告人マトックスは陪審員より、評議中に廷吏から被告人に殺人の前歴があることを告げられた、陪審員室に被告人の有罪が堅いと報じた新聞が持ち込まれたとの宣誓供述書を入手し、再審理の申立てをしたが、却下された。被告人は誤審令状 (writ of error) を申し立てた。合衆国最高裁は原審が陪審員に対する外部からの影響について述べた宣誓供述書を採用せず、再審理の申立てを却下したのは違法であるとして事件を差し戻した。

〔3〕ハイド事件 (1912)^{*14}

合衆国に対する詐欺共謀罪で4名が起訴され、内2名（ハイドら）が陪審の評決の結果、有罪とされた事件において、弁護人は陪審員から評議が4名を有罪とする意見と4名を無罪とする意見に分かれ、2名を有罪、2名を無罪とする評議結果にしたと聞いたとする宣誓供述書を裁判所に提出し、再審理を申し立てたが、却下された。被告人の控訴は棄却された。合衆国最高裁は被告人の裁量上告を受理したが、陪審員の評議の内容についての証拠は採用すべきでな

*11 United States v. Reid, 53 U.S. 361 (1851).

*12 この制度につき、太田幸夫「アメリカにおける裁判権法理の新たな展開」駿河台法学27巻1号100頁脚注21参照。

*13 Mattox v. United States, 146 U.S. 140 (1892).

*14 Hyde v. United States, 255 U.S. 347 (1912).

いとして上告を棄却した。

〔4〕マクドナルド事件（1915）^{*15}

マクドナルド（被告）は弁護士から4,000ドルの報酬請求訴訟を提起された。第一審は陪審員の算定した評議結果に基づき、2,916ドルの限度で請求を認容した。被告は陪審員長から報酬額は陪審員各自が正当とする金額（0ドルから5,000ドルまで）を合算し、陪審員の数で除した金額を答申した旨聞き、再審理を申し立てたが、却下された。被告の控訴は棄却された。合衆国最高裁は被告の裁量上告を受理したが、陪審員の評議の内容についての証拠は、明白な正義の原則上、陪審員の証言を許容することを排除できない場合があるとしても^{*16}、本件はそのような場合に当たらないとして上告を棄却した。

〔5〕タナー事件（1987）^{*17}

タナーらは合衆国に対する詐欺共謀罪で起訴され、評議の結果有罪とされたが、陪審員が審理中の昼食時に飲酒し、午後は居眠りしていたことを理由に再審理を申し立て、却下された。被告人の控訴は棄却された。合衆国最高裁は被告人の裁量上告を受理したが、陪審員の飲酒は、連邦証拠規則606条にいう外部からの影響に当たらず、この点に関する陪審員の証人尋問を含む証拠調べをしなくても合衆国憲法第6修正の定める陪審裁判を受ける権利を侵害しないこと、この権利は、陪審候補者に対する予備尋問（*voir dire*）、公判中の陪審員の行動に対する裁判官、弁護士、裁判所職員による観察、〈評議中の〉陪審員の不適切な行動について他の陪審員による裁判所への報告、評決後は裁判所が陪審員の非違に関し、陪審員以外の者の証拠調べを許すことで適切に保護されるとし、被告人らの上告を一部棄却した（他の実体法上の理由により一部破棄差戻し）。

*15 McDonald v. Pless, 238 U.S. 264 (1915).

*16 上記〔1〕リード事件の合衆国最高裁判決を引用する。

*17 Tanner v. United States, 483 U.S. 137 (1987).

〔6〕ワーガー事件 (2014)^{*18}

ワーガー (原告) はバイクに乗っていてトラックと衝突し傷害を負ったことからトラックの運転手を被告として合衆国の裁判所に損害賠償の訴えを提起した。陪審員らの評議の結果を受け、裁判所は原告の請求を棄却した。原告の訴訟代理人は陪審員の1人から陪審員長が評議中に自分の娘が事故を起こし、訴訟により生活を破壊されたと話していたと聞き、宣誓供述書を入手して裁判所に提出し、陪審員長が予備尋問で公平性に関して嘘をついたとの理由で再審理を申し立てたが却下された。原告の控訴は棄却された。合衆国最高裁は原告の裁量上告を受理したが、予備尋問における〈陪審員候補者の〉嘘を理由とする再審理申立ては、明らかに評決の効力についての審査を伴うものであり、連邦証拠規則606条(b)が適用され、当該宣誓供述書は許容性がないとして上告を棄却した (なお、陪審員の偏見が陪審裁判を受ける権利を制約する程極端な場合について判断を留保する旨の注3が付されている)。

2 陪審員の人種差別に関する判例

〔7〕ストローダー事件 (1879)^{*19}

黒人であるストローダーは、殺人罪でウェストヴァージニア州の裁判所に起訴されたが、同州法では陪審員の資格が白人のみに限定されていた。被告人は有罪とされ、同州最高裁への上告は棄却された。被告人は合衆国最高裁に誤審令状を申し立てた。同最高裁は、陪審員の資格を白人に限定した同州法は合衆国憲法第14修正に違反するとし、原判決を破棄した。この判決は事件を州の裁判所から連邦の裁判所に移送することを定めた連邦法が合憲であることをも判示した。

〔8〕ニール事件 (1880)^{*20}

黒人であるニールは、白人女性に対する強制性交罪でデラウェア州の裁判所に起訴されたが、同州法では陪審員の資格が白人のみに限定されていた。被告

*18 Warger v. Shauers, 574 U.S. 40 (2014).

*19 Strauder v. West Virginia, 100 U.S. 303 (1879). ちなみに南北戦争が終結したのは1865年、合衆国憲法第14修正が制定されたのは1868年のことである。

*20 Neal v. Delaware, 103 U.S. 370 (1880).

人は有罪とされ、死刑が宣告された。被告人は合衆国最高裁に誤審令状を申し立てた。同最高裁は、陪審員の資格を白人に限定した同州法は合衆国憲法第14修正に違反するとし、原判決及び付随する決定^{*21}を破棄した。

〔9〕 ハム事件 (1973)^{*22}

黒人であごひげを生やしたハムは、マリファナ所持の罪でサウスキャロライナ州の裁判所に起訴されたが、有罪とされ、懲役刑が宣告された。同裁判所では陪審員を選任する際、弁護士から裁判官に陪審員候補者に対して黒人又はあごひげを生やした者に対する偏見があるか否かを質問するよう求めたが、裁判官は陪審員候補者に偏見に関する抽象的な質問をしただけであった。被告人の同州最高裁への上告は棄却された。合衆国最高裁は被告人の裁量上告を受理した上、合衆国憲法第14修正の適正手続条項によれば本件のような事情の下では陪審員候補者に対して人種的偏見に関する質問をすべきであったとし、原判決を破棄した（あごひげに対する偏見についての質問をしなかったことは違憲とは認められないとする）。

〔10〕 ミッチェル事件 (1979)^{*23}

黒人であるミッチェルらは第一級殺人の罪でテネシー州の裁判所に起訴されて有罪とされ、懲役刑が宣告された。その審理の中で被告人らは大陪審の陪審員長及び陪審員の選任に当たり人種差別があったと主張して公訴棄却を申し立てたが、却下されていた。被告人の控訴は棄却され、州最高裁への裁量上告は受理されなかった。そこで被告人らは合衆国地方裁判所に人身保護令状 (*habeas corpus*) を申し立てたが、同裁判所は証拠調べを経、各選任に当たり人種差別があったとは認められないとして同申立てを却下した。その控訴審は陪審員長の選任に人種差別があったとの一応の (*prima facie*) 証明があるとして第一審判決を取り消し、差し戻した。相手方である刑務所長 (warden) から合衆国最高裁への裁量上告が受理された。同最高裁は、合衆国裁判所への人

*21 大陪審及び小陪審の陪審員選任決定を含む。ただし、本判決は事件を合衆国の裁判所に移送することを認めている。

*22 Ham v. South Carolina, 409 U.S. 524 (1973).

*23 Rose v. Mitchell, 443 U.S. 545 (1979).

身保護令状の申立ては州裁判所の大陪審の選任過程における人種差別に対する救済方法として利用できることを認めたが、本件の大陪審において相当期間にわたって黒人に対する人種的差別があったとの一応の証明はないとして原判決を破棄し、差し戻した。

[11] バトソン事件 (1986)*²⁴

黒人であるバトソンは窃盗などの罪でケンタッキー州の裁判所に起訴された。陪審員の選任に当たり、検察官は黒人の陪審員候補者4名全員につき理由なしの不選任請求 (peremptory challenge)*²⁵をし、その結果、小陪審の陪審員は白人のみで構成された。評議の結果、被告人は有罪とされた (刑は不明)。被告人の同州最高裁への上告は棄却された。合衆国最高裁は被告人の裁量上告を受理した上、理由なしの陪審員不選任請求にも合衆国憲法第14修正の平等条項が及ぶこと、被告人側で検察官が理由なしの不選任請求制度を被告人と同人種の者を小陪審から意図的に排除するために行使したことを推認される事情を一応証明すれば、検察官側に不選任請求が中立的理由に基づくものであったことについての証拠提出責任が移ること、本件の事実審裁判官が検察官に説明を求めることなく、簡単に被告人の異議を却下したのは違法であるとして原判決を破棄し、差し戻した。

[12] ホランド事件 (1990)*²⁶

白人であるホランドは強制性交罪等の罪でイリノイ州の裁判所に起訴された。陪審員の選任に当たり、検察官は陪審員候補者30名の中から黒人2名につき理由なしの不選任請求をした。陪審員の評議の結果、被告人は大部分の訴因につき有罪とされ、懲役刑を言い渡された。控訴審は別の理由により第一審判決を破棄したが、州側の上告により有罪判決が是認された。合衆国最高裁は被告人の裁量上告を受理したが、合衆国憲法第6修正が意図する陪審員候補者の公平な標本的構成 (fair cross section) は、市民の代表としての陪審ではなく、公

*24 Batson v. Kentucky, 476 U.S. 79 (1986).

*25 我が国の裁判員選任手続においても同様の制度がある (裁判員の参加する刑事裁判に関する法律36条参照)。

*26 Holland v. Illinois, 493 U.S. 474 (1990).

平な陪審にあり、検察側と弁護側は小陪審の構成について同じ基礎の上で競争関係にあることを理由に本件における検察官の不選任請求は同第6修正に抵触しないとして被告人の上告を棄却した^{*27}。

[13] パワーズ事件 (1991)^{*28}

白人であるパワーズは殺人等の罪でオハイオウ州の裁判所に起訴された。陪審員の選任に当たり、検察官は陪審員候補者の中から黒人7名につき理由なしの不選任請求をした。被告人は裁判官に対し検察官にその理由を尋ねるよう求めたが、却下された。陪審員の評議の結果、被告人は有罪とされ、懲役刑を言い渡された。被告人の控訴は棄却され、上告は却下された。合衆国最高裁は被告人の裁量上訴を受理したうえ、被告人には陪審員選任の際の人種差別による陪審員候補者の権利侵害を主張できる特別の事情があり、被告人自身にも中立的な陪審裁判を受ける権利の侵害があること、バトソン事件(上記[11])で強調された被告人と不選任請求のあった陪審員候補者の人種の同一性の点は、理由なしの不選任請求を利用した人種差別について被告人が異議を述べることを認める我々の判断と矛盾するものではないと述べて原判決を破棄し、差し戻した。

3 本判決の位置付け

本ペーニャ・ロドリゲス判決の意義は、長くコモンローに由来し、連邦証拠規則606条(b)等に結実した非弾効原則、すなわち、評決の効力を審査する目的のために陪審員が評議中の発言ないし出来事を証言することを禁止する原則の例外として、明文の規定がないのに、合衆国憲法第6修正に定める公平な陪審裁判を受ける権利を根拠に陪審員の人種差別発言に関する尋問を許容した点にある。陪審員の選任過程における人種差別の合憲性に関しては先に見たように合衆国憲法第14修正の平等条項違反が問われていた(肯定例は、前記2の[7])、

*27 合衆国憲法第14修正(平等条項)違反の点は争点外のようなものである。なお、ケネディ判事の補足意見は、前記[11]バトソン事件で被告人と排除された陪審員候補者が同じ人種であったことは、検察官の不法な動機が存在を推認させる事柄であり、本件ではこれを疑う明白な根拠はないと指摘した(at 811-812)。

*28 Powers v. Ohio, 499 U.S. 401 (1991).

〔8〕, 〔9〕, 〔11〕, 〔13〕, 否定例は, 〔10〕。なお, 〔12〕は第6修正違反を否定)。

本判決は, 非弾劾原則の目的が評決の安定性と終局性, 陪審員の保護, 評議中の十分で活発な議論の促進等にあることを認めながら (前記Ⅱ2②③), 裁判所が人種差別を排除するため合衆国憲法第14修正を適用してきたことを踏まえ, 新たに同第6修正の公平な陪審裁判の保障の帰結として, 陪審員による人種差別発言の有無について例外的に証人尋問を可能とした。非弾劾原則にも正義の観点から例外があり得ることは従前の判例でも示唆されていた (連邦証拠規則制定前では前記1の〔1〕, 〔4〕, 同制定後では〔6〕)。非弾劾原則は, 少なくともフェデラル・アプローチの下でおおむね厳格に適用されてきたが, 本判決は, 例外事由を新たに認め, それにより今後, 明文によらない例外を広く認める余地を残した^{*29}。

なお, 本稿で採り上げた非弾劾原則は, 評決を弾劾するために陪審員の証言を用いることを禁止したに過ぎず, 陪審員の裁判所外での発言には適用されない^{*30}。

IV 日本法との対比

かつて日本においても陪審法 (大正12年法律第50号) があり, 同法109条1項は「陪審員評議ノ顛末又ハ各員ノ意見若ハ某ノ多少ノ数ヲ漏泄シタルトキハ千円以下ノ罰金ニ処ス」と定めていた^{*31}。同法は戦争が激しくなったため, 陪

*29 前記脚注9掲記の英文評釈は, 陪審員との接触規制が今後問題となり得るとする (at 282)。

*30 詳しくは, 河辺幸雄「鳥瞰: アメリカ刑事陪審『評議の秘密』—連邦証拠法606(b)と評決後インタビュー」広島法学39巻4号172頁以下参照。なお, 村瀬均「裁判員裁判と報道」原田國男判事退官記念論文集428頁 (2010) は, 英, 独, 仏その他欧州各国では, 陪審員や参審員の経験者に広く守秘義務を課しており, 陪審員経験者の守秘義務が規定されていないアメリカの法制は例外的といってよいこと, そのアメリカでも裁判官が陪審員に評議に関してインタビューに答えないよう命令を出す場合があることを指摘する。

*31 林頼三郎・日本陪審法義解347頁 (1926) は, 「漏泄ノ對手ニ付テハ全ク某ノ制限ナキヲ以テ苟モ評議ニ関与シタル陪審員以外ノ者ニ之ヲ告知セハ, 某ノ者妻子眷属ナリトスルモ亦本條ニ該当スルモノ」との厳しい解釈を述べた。

審法ノ停止ニ関スル法律（昭和18年法律第88号）により施行を停止された。

平成13年に司法制度改革審議会の意見書が発表され、刑事訴訟手続に国民が参加する制度の導入が提案されたことを受け、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号。以下「裁判員法」と略する）が成立し、同21年5月21日に施行された。同法70条1項は、構成裁判官及び裁判員が行う評議についての「経過並びにその多少の数（以下「評議の秘密」という。）については、これを漏らしてはならない」と定め^{*32}、同法108条1項は、裁判員又は補充裁判員が評議の秘密その他の職務上知り得た秘密を漏らしたときは、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する旨を定めている（なお、同条2、3項はこれらの職にあった者の秘密漏示罪を定めている）^{*33}。裁判員法の定める裁判員の守秘義務に関する規定が合憲であるか否かは、論者によって意見が分かれ、「過度の広汎性ゆえの無効理論」により違憲とする見解^{*34}、表現の自由を過度に制約するものであり、改正を要するとの見解^{*35}、守秘義務の範囲は解釈上は決して不明確なものではないが、裁判員となる国民に対して説明する際には、できるだけ明確で、理解し易い形で示す必要があるとの見解^{*36}等がある。

最高裁のウェブサイトには、裁判員の守秘義務の対象について、評議の秘密と職務を行うに際して知った秘密の二種に分け、簡単な説明が見られるが^{*37}、より具体性のある充実した広報を望みたい。

裁判官の守秘義務については、裁判所法75条2項後段に「評議の経過並びに各裁判官の意見及びその多少の数については、この法律に特別の定がない限り、秘密を守らなければならない」と定められているが、刑罰規定は設けられてい

*32 法務省担当官による同条の解説として、辻裕教「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の解説(3)」法曹時報60巻3号97-101頁がある。

*33 検察審査会法（昭和23法律第147号）44条は検察審査員等につき同様の罰則を設けている。

*34 河辺幸雄「裁判員法『守秘義務』序説（2・完）」広島法学35巻2号142頁。

*35 日本弁護士連合会・裁判員法における守秘義務規定の改正に関する立法提言（平成23年6月16日）。

*36 池田修・解説裁判員法第2版93頁（2009）。守秘義務の範囲については、同書のほか、村瀬均・前掲（脚注30）論文430頁以下が具体的であり、参考になる。なお、龍岡資晃「論説：裁判員制度の導入と刑事裁判」学習院法務研究10号162頁は、守秘義務の存在が裁判員制度への参加意欲に関係していることを指摘する。

*37 http://www.saibanin.courts.go.jp/qa/c6_3.html（2019年9月21日最終確認）。

ない^{*38}。その趣旨は、「合議体の裁判の非個人性、一体性を保障し、また裁判官が当事者に遠慮したり、世評を恐れたりして、自己の所信の発表を差し控えることのないようにとの配慮からである」とされる^{*39}。裁判官が評議の秘密を漏らした場合、在職中であれば、裁判官弾劾法による裁判又は裁判官分限法による懲戒があり得るが、退官後であれば、責任を問われない。裁判官に対する高度の信頼を前提とした法制度であり、退官後であれば守秘義務が消滅するというものではない^{*40}。

V 結 語

アメリカにおける陪審員の守秘義務は、評決の効力を弾劾するために陪審員の証言を用いてはならないとするもので（非弾劾原則）、コモンローに由来し、連邦証拠規則等にも規定されて陪審員が証人とされることを防いできた。他方、南北戦争以降の人種差別撤廃の動きが裁判でも活発化し、陪審の評議における人種差別の防止と非弾劾原則とをどのように調整するかが問われてきた。そして、ペーニャ・ロドリゲス事件において、合衆国最高裁は、裁判官5名の多数意見により、非弾劾原則の例外として、評議における人種差別の有無と評決への影響に関し、陪審員を人証とする余地を認める判決を下すに至り、これに裁判官3名が反対意見を表明した。本判決は、証拠法の分野でも格調高く、人種差別と戦う意思を示したものであるが、差戻し後の審理方針はローカルな手続とその裁量判断に委ねるのみで、最終的結論の方向性を示すものではない。今後の動向が注目されるところである。

日本の司法制度において、裁判官及び裁判員等の守秘義務が論じられることはあっても、法的紛争となることは希であると思われる。裁判官及び裁判員の評議における意見は暫定的なものであり、判決として示される評議の結果は合議体のもので、構成員個人に属しない^{*41}。一旦、判決が下された以上、構成員自らが判決について個人的見解を述べることは適切と思われない^{*42}（もっとも、

*38 明治憲法下での裁判所構成法（明治23年法律第6号）121条2項も同様である。

*39 兼子一＝竹下守夫・裁判法第4版311頁（1999）。

*40 中村信介「裁判官の評議の秘密」（<http://ns-nakamura-law-office.com/blog/> 2016/03/05, 2019年9月21日最終確認）は、人道的理由による例外を示唆する。

裁判員が判決後に記者会見に応じ、評議の秘密に当たらない事項及び感想を述べることまで否定するものではない)。

最後に、合衆国最高裁が度々、陪審員について守秘義務の例外があり得るとし、本ペーニャ・ロドリゲス判決が実際にこれを認めた点は、わが国においても参考となり、今後、同様の検討課題を示したものと考えたい。

(竹下守夫元駿河台大学総長が、令和元年10月2日死去された。先生には私が裁判官であった当時から同大学に教員として勤務する間、ご高誼を賜った。ここに感謝の念をもって心から先生のご冥福をお祈り申し上げます。)

*41 新聞や論文等で判決が裁判長の名を冠して呼ばれることがあるが、裁判長は合議体の代表者として判決の言渡しをするに過ぎない(民訴規則155条、刑訴規則35条、裁判所法75条2項前段参照)。

*42 千葉勝美・憲法判例と裁判官の視線—その先に見ていた世界9頁以下(2019)は、「最高裁判事が退官後にオーラルとストーリーや回想録を残すことについても、それが判事の内心の考えにすぎないもの、時間の経過によって記憶の正確性、公平性の検証し難いものもあり、事後の事情から(無意識に)考え直したものも含まれることがあり、」と指摘される。下級審裁判官は個別意見の表示が認められていないのであるから、より注意すべきことであると思われる。